

府中市高齢者自立支援住宅改修給付について（簡易版）

1 制度趣旨

高齢者が、ご自宅で安心して暮らし、自立した日常生活を営めるようにすることを支援することを目的に、住宅の改修に必要な費用の一部を給付する制度です。

2 対象者

年齢が65歳以上で、日常生活の動作に困難があり、次の(1)から(4)の観点から住宅の改修が必要と認められる方。ただし、介護保険における要介護認定の結果が必要です。

- (1) 転倒予防
- (2) 動作の容易性の確保
- (3) 行動範囲の拡大
- (4) 介護の軽減

※本制度において「動作の容易性の確保」とは、課題を抱える者が自身で動作する際に、住宅改修を必要とする理由に係る動作において、その容易性及び安全性が同時に向上することです。

3 給付内容

種類	対象者	給付対象工事	給付基準額※	給付限度額※
住宅改修予防給付	年齢が65歳以上で、住宅の改修が必要と認められる方。ただし、要介護認定の結果が「非該当」である方が対象です。	①手すりの取付け ②段差の解消（段差解消を目的とした浴槽交換は対象外） ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器取替え ⑥その他これらの事に付帯して必要な工事	200,000円	180,000円 または 160,000円 または 140,000円
住宅設備改修給付	年齢が65歳以上で、住宅の改修が必要と認められる方。ただし、要介護認定の結果が「要支援」または「要介護」である方が対象です。	①浴槽取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 <u>（「課題解決シート」により、工事の必要性について事前検討が必要）</u>	379,000円	341,100円 または 303,200円 または 265,300円
		②流し台、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な工事	156,000円	140,400円 または 124,800円 または 109,200円
		③洋式便器等への便器取替え及びこれに付帯して必要な工事	106,000円	95,400円 または 84,800円 または 74,200円

※工事費用のうち補助対象部分が給付基準額以内の場合は、所得に応じて9割から7割を市が給付します（生活保護受給者は10割）。基準額を超えた場合は、給付限度額を市が支払います。

※住宅設備改修給付(1)、(3)の項目については、介護保険住宅改修給付が限度額まで達している方が対象となります。

4 手続き

相 談：最寄りの各地域包括支援センター（次頁参照）に住宅改修の相談をしてください。



介 護 認 定：住宅改修を希望される方は、介護認定を受ける必要があります。
認定申請は、府中市介護保険課介護認定係または最寄りの各地域包括支援センター
でお手続きいただけます。



必要性判断：ご相談を受けて、地域包括支援センターの職員が調査に伺います。お体の状態と現在のご自宅の状況を確認させていただき、改修の必要性を判断いたします。特に浴槽交換工事については、事前に「課題解決シート」による必要性の検討が必須です。



申請書作成：住宅改修が必要と認められた場合、申込書、住宅改修理由書、課題解決シート（浴槽交換の場合）をお渡しいたします。必要事項を記入してください。



業 者 選 定：工事業者を選定してください。業者に改修希望内容を伝えて、見積書、図面（平面・立面）を作成していただきます。工事の打ち合わせに関して、立会いが必要であれば各地域包括支援センターまでご相談ください。業者主導の改修工事にならないよう、ご注意ください。書類が全て（申込書、住宅改修理由書、病歴等及び検討経緯についての質問票、課題解決シート、見積書、図面、工事前写真、カタログの写し、居宅サービス計画書（１）（２）※、週間サービス計画表※、サービス担当者会議の記録票※、模様替え届け（公的賃貸住宅（都営・市営・UR）の方のみ））が揃いましたら、地域包括支援センターに提出してください。
※の書類は、浴槽交換の際に居宅登録かつ計画書等が作成されている場合に必要です。



決定・着工：工事計画が適正であることが確認されたら、市から決定通知書、給付券、完了届が送付されます。届き次第、工事が可能となります。決定通知書は保管してください。工事が完了しましたら、給付券、完了届に必要事項を記入して施工業者にお渡しください。



終了・調査：工事終了の連絡を地域包括支援センターに入れてください。担当職員がご自宅に伺い、工事が計画通りに行われたか確認いたします。施工業者に渡した給付券、完了届を合わせて担当職員にご提出ください。



支 払 い：市が助成する公費負担分は、市から直接工事業者に支払いますので、公費負担分を除いた金額を工事業者にお支払いください。



完了申請：市に完了申請書類（給付券、完了届、工事後写真、領収書、請求書兼口座振替依頼書）を提出します。



完了審査：市は提出された書類をもとに工事が適切に行われたかを判断し、支給の決定を行い、助成金を支給します。

5 相談窓口

施設名	担当地域	住 所	電話番号
府中市地域包括支援センター 泉苑	北山町 西原町 武蔵台	武蔵台 1-10	042- 366- 0171
府中市地域包括支援センター よつや苑	四谷	四谷 3-66	042- 334- 8141
府中市地域包括支援センター あさひ苑	朝日町 多磨町 紅葉丘 若松町（3・4・5丁目）	朝日町 3-17-1	042- 369- 0080
府中市地域包括支援センター 安立園	寿町 幸町 日吉町 府中町 緑町 天神町（1・2丁目） 八幡町 晴見町（1・2丁目） 宮西町（1丁目） 宮町	晴見町 1-11-2	042- 367- 0550
府中市地域包括支援センター おしたて	押立町 車返団地	押立町 2-26- 23	042- 363- 1661
府中市地域包括支援センター かたまち	片町 日鋼町 美好町 分梅町（1丁目） 矢崎町 本町 宮西町（2・3・4・5丁目）	片町 2-14-5	042- 336- 5831
府中市地域包括支援センター しんまち	栄町 新町 浅間町 天神町（3・4丁目） 晴見町（3・4丁目）	新町 1-63- 24	042- 340- 5060
府中市地域包括支援センター 白糸台	小柳町（1・3丁目） 清水が丘（3丁目） 白糸台（車返団地除く） 若松町（1・2丁目）	白糸台 3-40-6	042- 407- 8080
府中市地域包括支援センター にしひ	東芝町 西府町 日新町 本宿町	西府町 2-24-6	042- 360- 1380
府中市地域包括支援センター これまさ	小柳町（2・4・5・6丁目） 是政 清水が丘（1・2丁目）	是政 2-38-1	042- 314- 0451
府中市地域包括支援センター みなみ町	住吉町 南町 分梅町（2・3・4・5丁目）	南町 4-43- 106	042- 336- 1250

【問合せ】 府中市福祉保健部介護保険課介護サービス係

住 所：府中市宮西町 2-24 府中市役所 1 階介護保険課

電 話：042-335-4470

FAX：042-335-2654

6 参考（介護保険制度の住宅改修費支給制度との比較）

	高齢者自立支援住宅改修給付制度		介護保険制度の 住宅改修給付
	住宅設備改修給付	住宅改修予防給付	
対象者	年齢が65歳以上で、住宅の改修が必要と認められる方。ただし、要介護認定の結果が「要支援」・「要介護」の方が対象です。 ※住宅設備改修給付①、③の項目については、介護保険住宅改修給付が限度額まで達している方が対象となります。	年齢が65歳以上で、住宅の改修が必要と認められる方。ただし、要介護認定の結果が「非該当」である方が対象です。（要支援・要介護の方は、介護保険制度で同内容の給付があります）。	要介護認定の結果が、要支援・要介護の方
助成対象工事	①浴槽取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ②流し台、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な工事 ③洋式便器等への便器取替え及びこれに付帯して必要な工事	①手すりの取付け ②段差の解消（段差解消を目的とした浴槽交換は対象外） ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器取替え ⑥その他これらの事に付帯して必要な工事	①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器取替え ⑥その他これらの事に付帯して必要な工事
基準額	①379,000円 ②156,000円 ③106,000円	①から⑥までを合わせて200,000円	①から⑥までを合わせて200,000円
助成額	①から③のそれぞれの項目で、助成対象工事額が基準額以下であればその9割から7割を給付する。	①から⑥までを合わせて、助成対象工事額が基準額以下であればその9割から7割を給付する。	①から⑥までを合わせて、助成対象工事額が基準額以下であればその9割から7割を給付する。
支払方法	受領委任払い（工事完了後、施工業者に市が給付額を支払います）。	受領委任払い（工事完了後、施工業者に市が給付額を支払います）。	受領委任払い（工事完了後、施工業者に市が給付額を支払う）と償還払い（工事完了後、利用者に給付額を支払います）。

※ 流し台・洗面台の取替えは、車椅子生活の方が対象です。

※ 便器は和式から洋式への変更が対象です。